平成27年第1回泉南市議会定例会議案書

章	議 案			ページ
種	類	番号	件	V — 5
議	案	1	泉南市教育委員会教育長の任命について	1
議	案	2	泉南市教育委員会委員の任命について	5
議	案	3	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	9
議	案	4	市道路線の認定等について	13
議	案	5	工事請負契約の締結について	19
議	案	6	泉南市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	23
議	案	7	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	29
議	案	8	教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	33
議	案	9	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	37
議	案	10	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す る条例の制定について	41
議	案	11	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	45

司	義	案	件 名	ページ
種	類	番号	IT 4	
議	案	12	泉南市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について	49
議	案	13	泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	55
議	案	14	泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	59
議	案	15	泉南市立認定こども園条例の制定について	63
議	案	16	泉南市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について	69
議	案	17	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	73
議	案	18	泉南市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	79
議	案	19	泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定 について	83
議	案	20	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	87
議	案	21	泉州南消防組合設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	91
議	案	22	平成26年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第8号)	95
議	案	23	平成26年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算(第1号)	139

				-
議	案	24	平成26年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	145
議	案	25	平成27年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議	案	26	平成27年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議	案	27	平成27年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議	案	28	平成27年度大阪府泉南市信達市場(久堀池)財産区会計予算	別冊
議	案	29	平成27年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊
議	案	30	平成27年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議	案	31	平成27年度大阪府泉南市海営宮池財産区会計予算	別冊
議	案	32	平成27年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊
議	案	33	平成 2 7 年度大阪府泉南市新家高野·野口(大掛)財産区会計予算	別冊
議	案	34	平成27年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議	案	35	平成27年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊
議	案	36	平成27年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊

計	義	案	件 名	ページ
種	類	番号	行 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
議	案	37	平成27年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議	案	38	平成27年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算	別冊
議	案	39	平成27年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計予算	別冊
議	案	40	平成27年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議	案	41	平成27年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議	案	42	平成27年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議	案	43	平成27年度泉南市水道事業会計予算	別冊

議案第1号

泉南市教育委員会教育長の任命について

次の者を泉南市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達金熊寺853番地

氏 名 福本 光宏(ふくもと みつひろ)

生年月日 昭和29年10月7日

職 業 地方公務員

提案理由

福本光宏氏を泉南市教育委員会教育長として最適任者と認め新たに任命したいので、提案するものである。

議案第1号参考

福本 光宏氏 経歴

昭和	152年	3月	龍谷大学経営学部経営学科卒業
司	52年	4月	大阪府立和泉鳥取高等学校非常勤講師
同	55年	4月	泉南市立砂川小学校教諭
同	63年	4月	泉南市立新家東小学校教諭
平成	9年	4月	大阪府教育委員会指導主事
同	13年	4月	大阪府教育委員会管理主事
同	16年	4月	田尻町立小学校校長
同	19年	4月	泉南市立新家東小学校校長
同	25年	4月	泉南市立砂川小学校校長(現在に至る。)
同	26年	4月	泉南市校園長会会長(現在に至る。)

議案第2号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達市場2179番地

氏 名 片木 哲男(かたぎ てつお)

生年月日 昭和25年7月8日

職 業 会社役員

提案理由

片木哲男氏は、平成27年3月13日をもって任期満了となるが、教育委員会委員として最適任者と認め再任したいので、 提案するものである。

議案第2号参考

片木 哲男氏 経歴

```
昭和5 1年 3月 大阪市立大学文学部史学地理学科卒業
同 5 1年 4月 大阪府立千里高等学校非常勤講師
同 5 4年 4月 神奈川県立商工高等学校教諭
同 5 5年 4月 大阪府立伯太高等学校教諭
同 5 8年 4月 三和紡績株式会社入社
平成 1年 4月 泉南市立信達幼稚園PTA会長
同 7年 4月 泉南市青少年指導員
同 1 2年1 2月 泉南市都市計画審議会委員
同 1 5年 1月 株式会社りんくうライフサポート取締役(現在に至る。)
同 2 3年 3月 泉南市教育委員会委員長(現在に至る。)
```

議案第3号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達市場1940番地の3

氏 名 中橋 政美(なかはし まさみ)

生年月日 昭和24年5月6日

職業大学客員教授

提案理由

中橋政美氏が、平成27年12月31日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第3号参考

中橋 政美 氏 経歴

```
昭和47年 5月 近畿大学理工学部経営工学科卒業
同 48年 4月 株式会社あすなろを設立
同 53年 4月 阪南町職員
同 55年 7月 社会教育主事取得
平成21年 3月 阪南市退職
同 22年 2月 国立インドネシア教育大学客員教授(現在に至る。)
同 25年 1月 泉南市人権擁護委員(1期目)(現在に至る。)
```

議案第4号

市道路線の認定等について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、次の路線の認定及び廃止について議会の議決を求める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 廃止路線

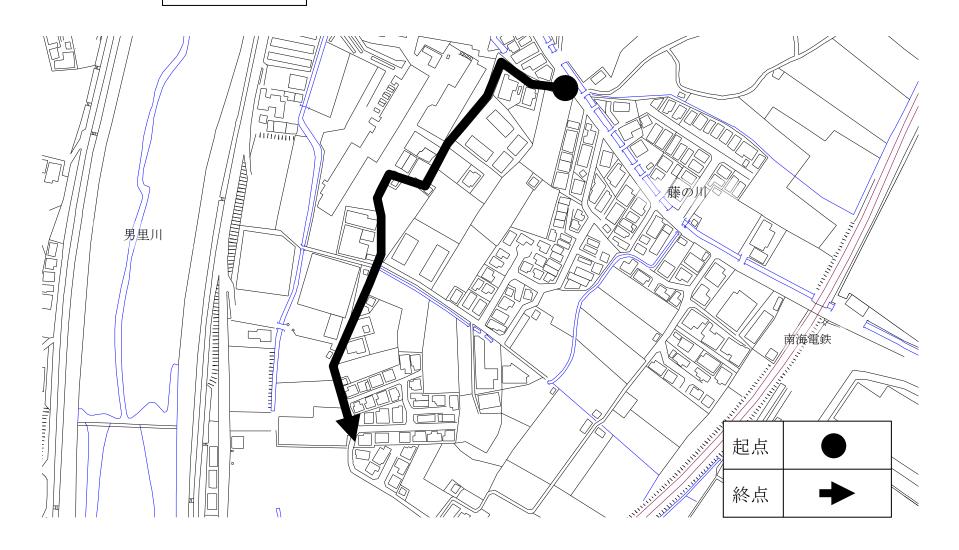
	路線	名	起 終	点点	道路の最大	大最小幅員	道路延長	重要な経過地
	男里 6 号線		男里六丁目892-	3番地先	Γ 0	~ 4.0 m	200 0	
			男里六丁目820一	4番地先	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		369.6 m	

2 認定路線

路線名	起 点 終 点	道路の最大最小幅員	道路延長 重要な経過地
男里 6 号線	男里六丁目892-3番地先	5.0 m ~ 4.0 m	438.7 m
	男里六丁目823-9番地先	0.0 m	100.1 m
新宏楠 4日 地内 4 5 早 古 4	新家 6 0 0 5 - 1 6 番地先 新家 6 0 0 5 - 1 1 番地先	$6.0 \text{ m} \sim 5.0 \text{ m}$	60.3 m
初	新家6005-11番地先	$6.0 \text{ m} \sim 5.0 \text{ m}$	00.5 ш
真導寺線4号支線	樽井二丁目789-10番地先	$6.0 \text{ m} \sim 5.0 \text{ m}$	117.5 m
具导寸隊 4 万人隊	樽井二丁目789-5番地先	$6.0 \text{ m} \sim 5.0 \text{ m}$	117.0 111

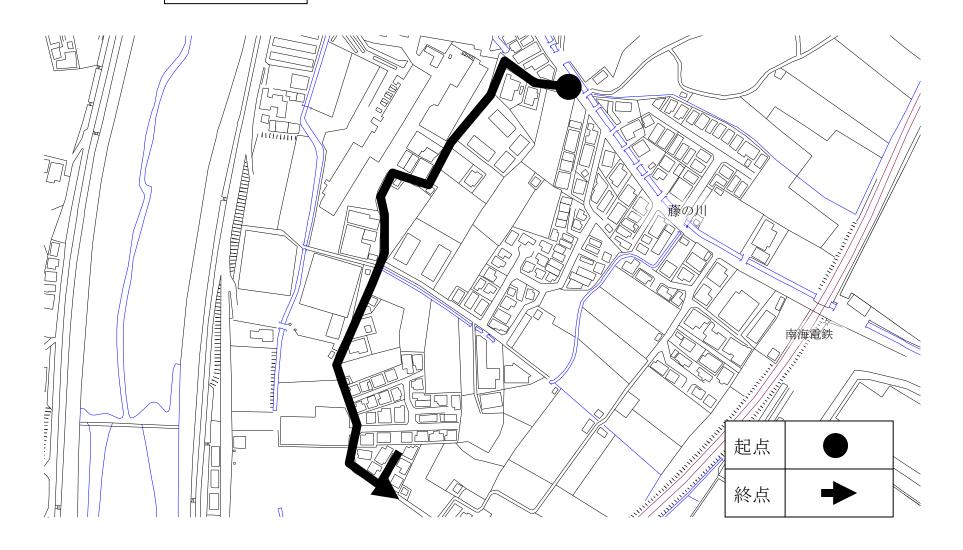
廃止路線

男里6号線



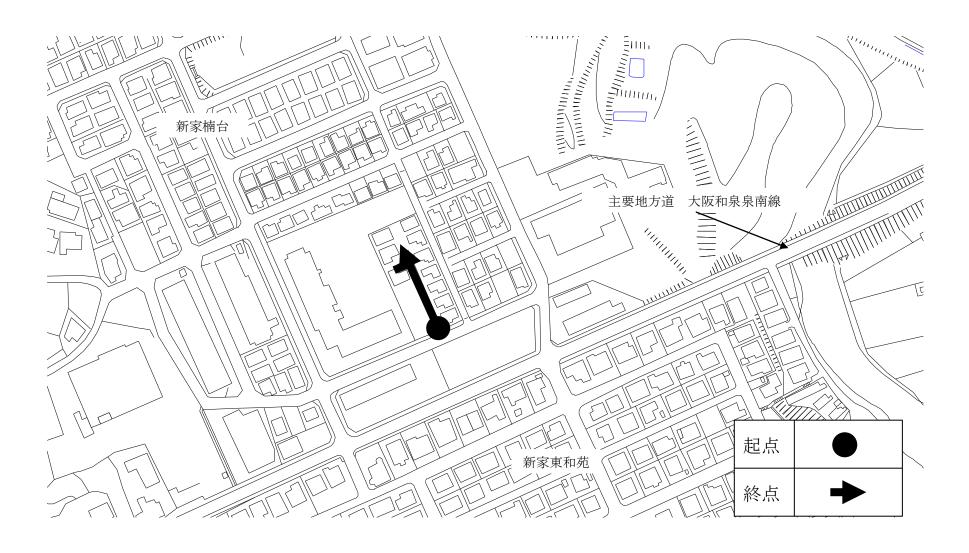
認定路線

男里6号線



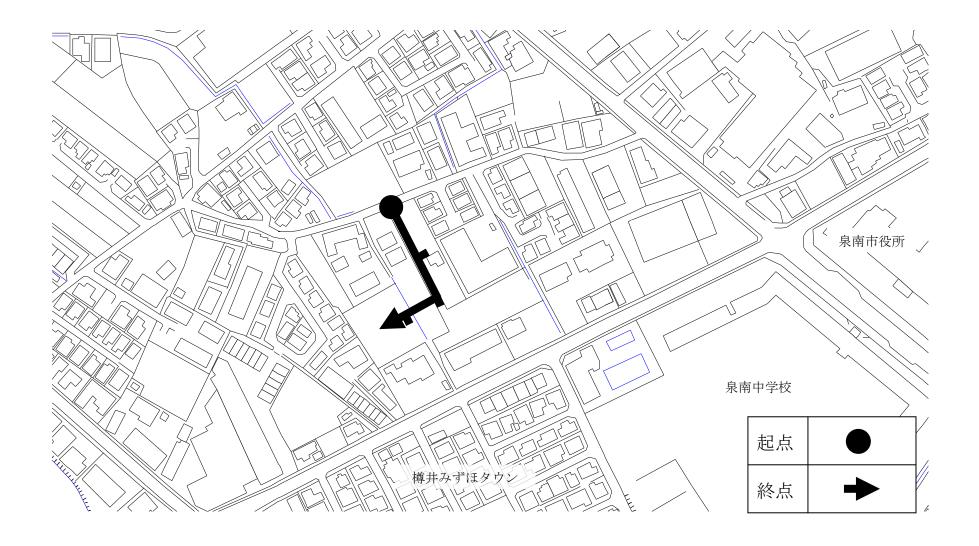
認定路線

新家楠台団地内線5号支線



認定路線

真導寺線4号支線



議案第5号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

契約の目的 市営宮本住宅(新)2号棟・集会所新築工事

契約の相手方 住所 泉南市信達市場2087番地

名称 杉本建設株式会社

代表取締役 杉本 洋

契 約 金 額 260, 280, 000円

契約の締結方法 一般競争入札

仮 契 約 日 平成27年1月26日

議案第5号参考資料

工事請負仮契約の締結の経過

市営宮本住宅(新)2号棟・集会所新築工事

工事の概要 2号棟

鉄筋コンクリート造、5階建、20戸

建築面積 269.83㎡

延床面積 1179.82㎡

集会所

鉄筋コンクリート造、1階建

建築面積 71.56 m²

延床面積 70.68㎡

建築主体工事・・・一式

屋外付帯工事・・・一式

工事期間 本契約締結日から平成28年3月31日まで

入札事項 入 札 日 平成27年1月19日

入札参加者数 4社

入札回数 1回

市営宮本住宅(新)2号棟・集会所新築工事入札業者及び入札経過一覧表

落札金額 260, 280, 000円

注)落札金額は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額(円未満切捨て)を加算した金額とする。

業 者 名	第1回入札金額(円)	備考
㈱旭工建	241, 000, 000	
岩田地崎建設㈱	254, 000, 000	
大木建設㈱	241, 000, 000	
杉本建設㈱	241, 000, 000	落 札(抽 選)

議案第6号

泉南市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)が公布され、行政指導及び処分に関する制度が整備されたことにより、本市においても行政手続制度の適正な運営をはかるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市行政手続条例の一部を改正する条例

泉南市行政手続条例(平成12年泉南市条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導(第30条-第34条)」を「第4章 行政指導(第30条-第34条の2)

第4章の2 処分等の求め(第34条の3) 」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次 に次の1項を加える。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 第4章中第34条の次に次の1条及び1章を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができ

る。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規 定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

- 第34条の3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項

- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

- 2 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。 第4条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。 (泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部改正)
- 3 泉南市都市計画税賦課徴収条例(昭和36年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。 第7条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。 (泉南市国民健康保険税条例の一部改正)
- 4 泉南市国民健康保険税条例(昭和41年泉南市条例第2号)の一部を次のように改正する。 第28条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第7号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会及び泉南市公共施設等最適化推進委員会の設置及び当該委員の報酬について規定するため、本条例を提案するものである。

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市附属機関に関する条例(昭和46年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。 別表第1泉南市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

泉南市まち・ひと・しごと創生総合戦 略推進委員会 まち・ひと・しごと創生法に基づく泉南市まち・ひと・ しごと創生総合戦略の策定及び改訂並びに施策の客観的 な効果検証に関する事項

別表第1泉南市総合交流拠点施設指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

泉南市公共施設等最適化推進委員会市の公共施設等の最適化の推進に関する事項

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。 別表総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委 日額 7,500円員

別表総合交流拠点施設指定候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

公共施設等最適化推進委員会委員 日額 7,500円

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件について定めるため、本条例を提案するものである。

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他必要な勤務条件に関して定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他に特別の定めがあるものを除くほか、一般職の例による。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第9号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、本条例を提案するものである。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものする。

(職務に専念する義務の免除)

- 第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を 免除されることができる。
 - (1) 研修を受ける場合
 - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - (3) 前2号に規定する場合を除くほか市長が定める場合 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い、教育長についての関係条例を整備するため、本条例を提案するものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年泉南市条例第37号)の一部を次のように改正する。
 - 第1条に次の1号を加える。
 - (3) 教育長

附則第2項中「655, 200円」と」の次に「、「650, 000円」とあるのは「617, 500円」と」を加える。

別表に次のように加える。

教育長	650,000円
<u> </u>	

(泉南市職員旅費条例の一部改正)

第2条 泉南市職員旅費条例(昭和31年泉南市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「副市長」の次に「・教育長」を加える。

(特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 特別職等の職員の退職手当に関する条例(平成11年泉南市条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名中「特別職等」を「特別職」に改める。

第1条及び第2条中「特別職等」を「特別職」に改める。

第3条第2項中「、48月」を「、次の各号の月数」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長 48月
- (2) 副市長 48月
- (3) 教育長 36月

第4条中「特別職等」を「特別職」に改める。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第4条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。 別表教育委員会委員長の項を削る。

(職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第5条 職員の厚生制度に関する条例(平成17年泉南市条例第16号)の一部を次のように改正する。 第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

(泉南市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の廃止)

第6条 泉南市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和31年泉南市条例第25号)は、廃止する。 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第11号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

市が特定の者に提供する役務に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から手数料条例中において定める手数料の額について改正を行うとともに、その他規定の整理を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市手数料条例の一部を改正する条例

泉南市手数料条例(平成12年泉南市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表36の項中「2,300円」を「2,800円」に改め、同表41の項及び42の項を削り、同表43の項か 649の項までを2項ずつ繰り上げる。

第3条第5号中「35」を「36」に、「600円」を「800円」に改め、同条第6号中「36」を「37」に改め、同条第7号中「37及び38」を「38及び39」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の表36の項及び第3条第5号の規定は、前項の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

議案第12号

泉南市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、市立公民館の使用料の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市立公民館条例の一部を改正する条例

泉南市立公民館条例(昭和31年泉南市条例第27号)の一部を次のように改正する。 別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第9条関係)

(1) 信達公民館

(円)

			午前・午					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	後・夜間の	初品 1 吐用
使用区分	午前9時か	午後1時か	午後6時か	午前9時か	午後1時か	午前9時か	1 使用区分	超過1時間 につき
	予削9時か ら正午まで	ら午後5時	ら午後10時	ら午後5時	ら午後10時	ら午後10時	ごとの冷暖	(0,75
	り正十まて	まで	まで	まで	まで	まで	房使用料	
多目的ホール	2,600	3, 400	4, 300	6,000	7, 700	10, 300	340	850
(講堂)	Δ, 600	5, 400	4, 500	0,000	1, 100	10, 500	340	030
和室	500	600	800	1, 100	1, 400	1, 900	60	150
講座室1	500	600	800	1, 100	1, 400	1, 900	60	150
講座室 2	800	1,000	1, 300	1,800	2, 300	3, 100	80	250

講座室3	500	600	800	1, 100	1, 400	1,900	60	150
講座室4	500	600	800	1, 100	1, 400	1, 900	60	150

(2) 新家公民館

(円)

			基本位	 走用料			午前・午	
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	後・夜間の	超過1時間
使用区分	午前9時か	午後1時か	午後6時か	午前9時か	午後1時か	午前9時か	1 使用区分	につき につき
	予削9時が	ら午後5時	ら午後10時	ら午後5時	ら午後10時	ら午後10時	ごとの冷暖	(0.75
	り正十まて	まで	まで	まで	まで	まで	房使用料	
多目的ホール	1,600	2, 100	2, 700	3, 700	4,800	6, 400	200	520
(講堂)	1,000	2, 100	2, 100	3, 700	4, 800	0,400	200	520
小会議室	500	600	800	1, 100	1, 400	1, 900	60	150
和室A	900	1, 100	1, 400	2,000	2, 500	3, 400	100	270
和室B	500	600	800	1, 100	1, 400	1, 900	60	150

(3) 西信達公民館

(円)

		午前•午						
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	後・夜間の	超過1時間
使用区分	午前9時か	午後1時か	午後6時か	午前9時か	午後1時か	午前9時か	1使用区分	につき
	ら正午まで	ら午後5時	ら午後10時	ら午後5時	ら午後10時	ら午後10時	ごとの冷暖	

		まで	まで	まで	まで	まで	房使用料	
多目的ホール (講堂)	1,600	2, 100	2, 700	3, 700	4, 800	6, 400	200	520
料理室	900	1, 200	1, 500	2, 100	2, 700	3,600	120	300
和室A	500	600	800	1, 100	1, 400	1,900	60	150
和室B	500	600	800	1, 100	1, 400	1,900	60	150
小会議室A	500	600	800	1, 100	1, 400	1,900	60	150
小会議室B	500	600	800	1, 100	1, 400	1,900	60	150

(4) 樽井公民館

(円)

				午前・午				
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	後・夜間の	超過1時間
使用区分	午前9時か	午後1時か	午後6時か	午前9時か	午後1時か	午前9時か	1使用区分	<u></u>
	予削9時か ら正午まで	ら午後5時	ら午後10時	ら午後5時	ら午後10時	ら午後10時	ごとの冷暖	(0.75
	り正十まて	まで	まで	まで	まで	まで	房使用料	
多目的ホール	5, 400	7, 200	9,000	12,600	16, 200	21,600	780	1, 800
(講堂)	5, 400	1, 200	9,000	12,000	10, 200	21, 000	100	1, 800
会議室兼控室	1, 100	1, 400	1,800	2, 500	3, 200	4, 300	140	350
大会議室	3, 000	4,000	5, 000	7,000	9,000	12, 000	420	1,000
和室A	800	1,000	1, 300	1,800	2, 300	3, 100	80	250

和室B	800	1,000	1, 300	1,800	2, 300	3, 100	80	250
料理室	3,000	4, 100	5, 100	7, 100	9, 200	12, 200	560	900
中会議室	1,700	2, 200	2,800	3, 900	5, 000	6, 700	220	550
小会議室A	1, 100	1, 400	1,800	2, 500	3, 200	4, 300	140	350
小会議室B	1, 100	1, 400	1,800	2, 500	3, 200	4, 300	140	350
実習室	1, 100	1, 400	1,800	2, 500	3, 200	4, 300	140	350

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく使用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく使用許可については、なお従前の例による。

議案第13号

泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

下水道サービスの安定的な提供を確保する必要から平成27年11月分以後の公共下水道使用料について額の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市下水道条例の一部を改正する条例

泉南市下水道条例(平成5年泉南市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「第19条関係」を「第21条関係」に改め、同表中「432円」を「475円」に、「15円」を「16円」に、「130円」を「143円」に、「156円」を「171円」に、「181円」を「199円」に、「208円」を「228円」に、「242円」を「278円」に、「276円」を「317円」に、「311円」を「357円」に、「344円」を「395円」に改め、同表浴場汚水の項中「30円」を「34円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成27年11月分以後の公共下水道使用料から適用し、同年10月分以前の公共下水道使用料については、なお従前の例による。

議案第14号

泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行することに伴い、預かり保育に係る利用料金等を変更するため、本条例を提案するものである。

泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例

泉南市立幼稚園条例(昭和36年泉南市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条中「午前9時より」を「、午前8時30分から」に改める。

別表預かり保育料の項中「700円」を「500円」に、「300円」を「200円」に、「600円」を「500円」に、「午前9時」を「午前8時30分」に、「午後1時」を「午後1時30分」に、「午後12時30分」を「午前11時30分」に、「4時30分」を「午後4時30分」に、「1,000円」を「800円」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第15号

泉南市立認定こども園条例の制定について

泉南市立認定こども園条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成27年4月1日から認定こども園を開設するに当たり、事業内容等を規定する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市立認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する目的を実現するため、泉南市立認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

泉南市立なるにっこ認定こども園 泉南市信達市場1,946番地

- 2 前項に規定する認定こども園の総定員は210名とし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援 法」という。)第31条第1項第1号に規定する区分ごとの利用定員は次のとおりとする。
- (1) 支援法第19条第1項第1号に規定する利用定員 60名
- (2) 支援法第19条第1項第2号に規定する利用定員 80名
- (3) 支援法第19条第1項第3号に規定する利用定員 70名(事業)
- 第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 法第9条各号に掲げる目標の達成に関すること。
 - (2) 法第2条第12項に規定する子育で支援事業に関すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 (職員)
- 第4条 認定こども園に園長その他必要な職員を置く。

(利用者負担)

- 第5条 認定こども園に入園した子どもの保護者は、泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例 (平成26年泉南市条例第21号) 第6条に規定する利用者負担の額を負担しなければならない。
- 2 預かり保育(支援法第19条第1項第1号に規定する支給認定区分で満3歳以上の子どもの教育時間以外の時間帯に保育を行うものをいう。)の利用を希望する保護者は、市に申請し、その承認を受けたうえで、別表の預かり保育料を納付しなければならない。
- 3 市長は、前2項に規定するもののほか、食事の提供に要する費用その他利用者に負担させることが適当と認められたものについては、規則で定めるところにより、当該保護者から徴収することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

預かり保育料基準額表

区分	金額	時間帯
通常期の平日	園児1人につき	午後1時30分から
	日額 300円	午後4時30分まで

春季・夏季及	午前保育	園児1人につき	午前8時30分から
び冬季休暇期		日額 500円	午後1時30分まで
	午後保育	園児1人につき	午前11時30分から
		日額 500円	午後4時30分まで
	1日保育	園児1人につき	午前8時30分から
		日額 800円	午後4時30分まで

※ただし、8月の預かり保育料の合計額が園児1人につき8,000円を超える場合は8,000円とし、その他の月の1月あたりの預かり保育料の合計額が園児1人につき5,000円を超える場合は5,000円とする。

議案第16号

泉南市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市立鳴滝第1保育所が完全民営化すること及び泉南市立鳴滝第2保育所が認定こども園に移行することに伴い、保育 所の設置に関する規定を整理する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市立保育所設置条例の一部を改正する条例

泉南市立保育所設置条例(昭和62年泉南市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条第3項」を「第39条第1項」に、「に欠ける」を「を必要とする」に改める。

第2条泉南市立鳴滝第1保育所及び泉南市立鳴滝第2保育所の項を削る。

第6条第1項中「置き、その定数は、泉南市職員定数条例(昭和49年条例第16号)の定めるところによる」を「置く」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第17号

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の介護保険料の規定についての改正及び介護保険法に規定する介護 予防・日常生活支援総合事業についての実施猶予規定を附則に置くため、本条例を提案するものである。

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例

泉南市介護保険条例(平成12年泉南市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同条第1号中「29,988円」を「32,940円」に改め、同条第2号中「29,988円」を「42,822円」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「44,982円」を「49,410円」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を削り、同条第6号中「59,976円」を「55,998円」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 65,880円

第2条第7号中「74,940円」を「82,350円」に改め、同号ア中「580,000円」を「800,000円」に改め、同号イ中「等(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の規定による支援給付を含む。以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)」及び「等(生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)」を削り、「次号イ、」の次に「第8号イ、」を、「第11号イ」の次に「、第12号イ、第13号イ、第14号イ」を加え、「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「80,967円」を「88,938円」に改め、同号ア中「1,250,000円」を「1,200,000円」に改め、同号イ中「等」を削り、「次号イ」の次に「、第9号イ」を、「第11号イ」の次に「、第12号イ、第13号イ、第14号イ」を加え、「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第7号と

し、同条第9号中「89,964円」を「92,232円」に改め、同号イ中「等」を削り、「次号イ」の次に「、第10号イ」を加え、「又は」を「、」に改め、「第12号イ」の次に「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同号を同条第8号とし、同条第10号中「98,960円」を「108,702円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「2,900,000円」に改め、同号イ中「等」を削り、「又は」を「、第11号イ、」に改め、「第12号イ」の次に「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同号を同条第9号とし、同条第11号中「104,958円」を「115,290円」に改め、同号イ中「等」を削り、「次号イ」の次に「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同号を同条第10号とし、同条第12号中「110,955円」を「121,878円」に改め、同号イ中「等」を削り、「除く。)」の次に「次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。」を加え、同号を同条第11号とし、同条第13号中「119,952円」を「151,524円」に改め、同号を同条第16号とし、同条第11号の次に次の4号を加える。

- (12) 次のいずれかに該当する者 128,466円
 - ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 131,760円
 - ア 合計所得金額が7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 138,348円

- ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イに該当する者を除く。)
- (15) 次のいずれかに該当する者 144,936円
 - ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))

第2条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成28 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,646円とする。

第4条第3項中「及びハ」を「若しくは二」に改め、「第5号ロ」の次に「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ」を加え、「第6号」を「第9号」に改める。

附則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第6条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制 整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市 長が定める日の翌日から行うものとし、市長が定める日は、平成29年3月31日までのいずれかの日で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、規則で定める日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第18号

泉南市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例の制定について

泉南市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長竹中勇人

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)の施行に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員、運営、支援の方法等に関する基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、指定介護予防支援の事業に係る介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条 第1項、第115条の22第2項並びに第115条の24第1項及び第2項の規定により、指定介護予防支援事業者の指 定並びに指定介護予防支援等(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援及び法第59条第1項第1号に規定する基 準該当介護予防支援をいう。)の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定めるものとする。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準)

第2条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 法第59条第1項並びに第115条の24第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等事業基準」という。)及び次条に定めるところによる。

(記録の保存年限)

第4条 指定介護予防支援等事業基準第28条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」

とする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第4条の規定は、この条例の施行日以後に整備の対象となる記録及び現に指定介護予防支援等事業基準により保存されている記録であって、当該基準による保存期間が満了していないものについて適用する。

議案第19号

泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定について

泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44 号)の施行に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるため、本条例 を提案するものである。

泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センター(同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)における包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。

(基本方針等)

- 第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。
- 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(人員に関する基準)

- 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人 未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 保健師その他これに準ずる者 1人

- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。) その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定に関わらず、地理的条件その他の条件を勘案して、特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従
	事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専ら
	その職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいず
	れか1人

(その他)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第20号

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成27年1月15日に市長に提出された泉南市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険運営協議会委員 定数について所要の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものです。

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険条例(昭和34年泉南市条例第1号)の一部を次のように改正する。 第2条第1号から第3号までの規定中「6人」を「4人」に改める。

附則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

議案第21号

泉州南消防組合設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

泉州南消防組合設立に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉州南消防組合設立に伴い、関係条例を整理するため、本条例を提案するものである。

泉州南消防組合設立に伴う関係条例の整理に関する条例

(条例の廃止)

- 第1条 次に掲げる条例は廃止する。
 - (1) 泉南市消防本部および消防署の設置に関する条例(昭和39年泉南市条例第28号)
 - (2) 泉南市消防職員定数条例(昭和39年泉南市条例第29号)
 - (3) 泉南市火災予防条例(昭和37年泉南市条例第5号)
 - (4) 泉南市消防事務手数料条例(平成12年泉南市条例第16号)

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和32年泉南市条例第22号)の一部を次のように改正する。 様式3を削る。

(泉南市消防賞じゆつ金支給条例の一部改正)

第3条 泉南市消防賞じゆつ金支給条例(昭和61年泉南市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「消防職員及び」及び「(以下「職員等」という。)」を削る。

第2条各号、第3条第1項第1号から第3号まで及び第3項、第6条並びに第7条中「職員等」を「消防団員」に改める。

別表第1中「職員等」を「消防団員」に改める。

別表第5中「消防団員については」及び「、消防職員については435,000円を」を削る。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

議案第22号

平成26年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第8号)

平成26年度大阪府泉南市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378,878千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,557,358千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる 経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計(十四:111)
(10)地方交付税		2, 450, 881	215, 927	2,666,808
	1)地方交付税	2, 450, 881	215, 927	2,666,808
(14)国庫支出金		4,071,092	10,347	4,081,439
	1)国庫負担金	3, 399, 778	△26,687	3, 373, 091
	2)国庫補助金	656, 714	37,034	693,748
(15)府支出金		1,666,099	△7,648	1, 658, 451
	1)府負担金	1,049,166	△1,882	1,047,284
	2)府補助金	495, 551	△5,766	489, 785
(16)財産収入		9,409	4, 151	13, 560
	1)財産運用収入	4,809	1,673	6, 482
	2)財産売払収入	4,600	2, 478	7,078
(17)寄 附 金		2,449	3, 179	5,628
	1) 寄 附 金	2,449	3, 179	5, 628
(18)繰 入 金		1,061,909	△17,411	1, 044, 498
	1)基金繰入金	1,060,957	△17,411	1,043,546

+1.	77	4 7 4 0 #	14 T #F	(単位:干円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
(19)諸 収 入		213,038	254, 633	467, 671
	6)雑 入	198, 936	254, 633	453, 569
(20)市 債		1,729,539	△84,300	1,645,239
	1)市 債	1,729,539	△84,300	1,645,239
歳	A 計	22, 178, 480	378, 878	22, 557, 358

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(2) 総 務 費		1,968,706	△15,716	1, 952, 990
	1)総務管理費	1, 465, 757	△15,716	1, 450, 041
(3) 民 生 費		10, 491, 017	△151,771	10, 339, 246
	1)社会福祉費	3, 054, 580	△95, 486	2, 959, 094
	2)児童福祉費	3, 781, 095	△55,407	3,725,688
	5)介護保険費	745, 428	△878	744,550
(4) 衛 生 費		1,668,318	△14, 155	1, 654, 163
	1)保健衛生費	506, 144	15,000	521, 144
	2)清 掃 費	1, 149, 792	\triangle 29, 155	1,120,637
(5) 農林水産業費		158, 988	△15, 568	143, 420
	1)農 業 費	153, 214	\triangle 15,568	137,646
(6) 商 工 費		68,729	320, 513	389, 242
	1)商 工 費	68,729	320, 513	389, 242
(8) 消 防 費		829, 165	25, 238	854, 403
	1)消 防 費	829, 165	25, 238	854, 403
(9) 教 育 費		1,697,696	2,900	1,700,596

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1)教育総務費	297, 392	2,900	300, 292
(10)公 債 費		3, 324, 488	△34,700	3, 289, 788
	1)公 債 費	3, 324, 488	△34,700	3, 289, 788
(11)諸支出金		221, 586	262, 137	483,723
	1)公共施設整備基金費	4, 175	547	4,722
	2)公債費管理基金費	150	2,002	2, 152
	3)ふるさと創生事業推進基金費	26	338	364
	4)地域福祉基金費	38	712	750
	5)医療施設整備基金費	3	28	31
	6)緑化基金費	70	573	643
	9)ふるさと泉南水なす基金費	2, 351	3, 180	5,531
	10)雑 支 出	214, 763	4,757	219, 520
	11)土地開発基金費		250,000	250,000
歳 出	合 計	22, 178, 480	378, 878	22, 557, 358

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

	款		項	事業名	金額
総	務	費	総務管理費	防災備蓄事業	4,000千円
総	務	費	総務管理費	地方創生総合戦略推進事業	3,488千円
総	務	費	総務管理費	りんくう公園にぎわい創出プラン事業	5,340千円
総	務	費	総務管理費	広域連携推進事業	5 9千円
総	務	費	総務管理費	地域資源国際化事業	1,730千円
民	生	費	社 会 福 祉 費	防犯事業	2,000千円
民	生	費	社 会 福 祉 費	社会保障分野における個人番号利用制度によるシステム 改修事業(障害福祉システム)	4,000千円
民	生	費	社 会 福 祉 費	地域福祉力再生事業	1,500千円
民	生	費	児 童 福 祉 費	赤ちゃんの駅設置事業	460千円

	款	項	事業名	金額
民	生費	児童福祉費	乳幼児(子ども)医療助成事業	14,000千円
民	生費	生活保護費	社会保障分野における個人番号利用制度によるシステム 改修事業(生活保護システム)	1,500千円
衛	生費	保健衛生費	社会保障分野における個人番号利用制度によるシステム 改修事業(健康管理システム)	1,600千円
衛	生費	保健衛生費	妊婦健康診査事業	15,000千円
農林	水産業費	農業費	泉南農業塾運営事業	6,060千円
商	工 費	商工費	空き店舗家賃補助事業	1,440千円
商	工 費	商工費	プレミアム商品券発行事業	317,573千円
商	工 費	商工費	紀州街道観光イベント事業	1,500千円
教	育費	教 育 総 務 費	安全推進事業	2,900千円

第3表 地方債補正

1 変 更

		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額是	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		年%以内		千円		年%以内	
人権ふれあいセンター整備事業	97, 200	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金 式で借り入れる政府資金 大型地方公共団体金融機 横資金について、利 直しを行った後におい ては当該見直し後の利 率)	政府その他の金融機関の 資金については、その融 通条件による。ただし、 通条件による。ただし、 財政の都合によりを短 短に 関連し、 文は繰上償還若しく は低利に借り換えること ができる。	47, 400 補	正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
保健センター改修事業	25, 200	II.	II	II	0	_	_	_
農道整備事業	14, 900	II	II	II	5,600 補	証前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

平成26年度

大阪府泉南市一般会計補正予算(第8号)事項別明細書

										(単位:千円)
款項	目	補正前の額	補 正 額	計		節		der	説	明
					区分	<i>चे</i>	金	額		
10 地方交付税		2, 450, 881	215, 927	2, 666, 808						
		2, 450, 661	210, 921	2, 000, 000						
(1) 地方交付税		2, 450, 881	215, 927	2, 666, 808						
	1)				1.					
	地方交付税	2, 450, 881	215, 927	2, 666, 808	地方交付税			215, 927		
1 4 国庫支出金		4, 071, 092	10, 347	4, 081, 439						
(1)										
国庫負担金		3, 399, 778	△26, 687	3, 373, 091						
	1) 民生費負担金	3, 398, 743	△26, 687	3, 372, 056	3. 児童手当負担	金	۷	∆18, 168	非被用者分 特例給付分 被用者0~3歳未満分 被用者3歳~中学校修了前分	△13, 587 △777 △3, 984 180
					 4. 児童扶養手当 金	負担		∆12, 711		
					9. 障害児施設給 等負担金	付費		4, 192		
(2)		252.514	07.004	200 510						
国庫補助金		656, 714	37, 034	693, 748						
	1) 民生費補助金	524, 129	△112, 986	411, 143	6. 臨時福祉給付 付事業費補助	金給 金		∆99,000		
					8. 子育て世帯臨 例給付金給付 費補助金	時特 事業		∆14, 000		
					9. 介護保険事業 助金	費補		14	市民後見推進事業補助金	
# 										

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目 1 民生費補助金

款 14 国庫支出会	金 項 2 国庫補助	b金 目 5	総務費補助金					(単位:千円)
款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
	H	111111111111111111111111111111111111111	1111 111. 1157	н	区 分	金額	W.U	
	5) 総務費補助金	24, 713	150, 020	174, 733	2. 地域活性化・効果 実感臨時交付金	31, 417		
					3. 地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金	118, 603		
1 5								
府支出金		1, 666, 099	△7, 648	1, 658, 451				
(1) 府負担金		1, 049, 166	△1, 882	1, 047, 284				
	1) 民生費負担金	1, 048, 648	△1, 882	1, 046, 766	2. 児童手当負担金	△3, 978	非被用者分 特例給付分 被用者0~3歳未満分 被用者3歳~中学校修了前分	△3, 397 △195 △431 48
					10. 障害児施設給付費 等負担金	2, 096		
(2) 府補助金		495, 551	△ 5, 766	489, 785				
	2) 民生費補助金	374, 681	1,608	376, 289	9. 地域福祉・子育て 支援交付金	1,608	子育て支援分野特別枠	
	4) 農林水産業費補助	27, 880	$\triangle 7,374$	20, 506	8. 鳥獣被害防止総合 対策補助金	△7, 374		
16 財産収入		9, 409	4, 151	13, 560	7.5714 1113 / 4			
(1) 財産運用収入		4, 809	1, 673	6, 482				
AI 庄使用权人	1) 利子及び配当金	18	1, 673		1. 利子及び配当金	1,673	公共施設整備基金利子 地域福祉基金利子 ふるさと創生事業推進基金利子 医療施設整備基金利子 緑化基金利子 ふるさと泉南水なす基金利子	21 712 338 28 548 29

		T					
(2)							
財産売払収入		4,600	2, 478	7, 078			
	2)				1.		公共用地売払収入
	不動産売払収入	4,000	2, 478	6, 478	土地売払収入	2, 478	
1 7							
寄 附 金		2, 449	3, 179	5, 628			
(1)							
寄附金		2, 449	3, 179	5, 628			
	1)				1.		
	総務費寄附金	2, 349	3, 151	5, 500	ふるさと泉南応援	0.151	
					寄附金	3, 151	
	3)				1.		
	土木費寄附金		28	28_	緑化事業寄附金	28	
1 8							
繰 入 金		1, 061, 909	△17, 411	1, 044, 498			
(1)							
基金繰入金		1, 060, 957	△17, 411	1, 043, 546			
	2)				1.		
	公債費管理基金繰			242 500	公債費管理基金繰	A 15 111	
	入金	660, 000	△17, 411	642, 589	人金	△17, 411	
1 9							
諸収入		213, 038	254, 633	467, 671			
(6)							
雑入		198, 936	254, 633	453, 569			
	1)				2.		退職報償金
	雑 入	194, 356	254, 633	448, 989	消防団員共済金収		
					入	2, 789	
					13.		プレミアム商品券販売収入 250,000
					雑 入	251, 844	大阪府市町村職員互助会解散に伴う配当金 1,844
2 0							
20		1, 729, 539	△84, 300	1, 645, 239			
(1)							
(1) 市 債		1, 729, 539	△84, 300	1, 645, 239			
# 00 # #	## 1 ±	/±					

款 20 市 債 項 1 市 債

款 20 市 債	項 1 市	賃 目 1	総務債					(単位:千円)
款項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説	明
7,7	H	加工的少饭		н	区 分	金 額	i)·L	-51
	1) 総務債	132, 900	△49, 800	83, 100	1. 人権ふれあいセン ター整備事業債	△49, 800		
	2) 衛生債	34, 500	△25, 200		2. 保健センター改修 事業債	△25, 200		
	6) 農林水産業債	18, 100	△9, 300	8, 800	 1. 農道整備事業債	△9, 300		
歳 入	合 計	22, 178, 480	378, 878	22, 557, 358				

(単位: 千円)

								(単位:千円)
款 項 目 事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財		説	明	補正前の額
				特定財源	一般財源			
2総務費	1, 968, 706	△15, 716	1, 952, 990	△33, 898	18, 182			
				国庫支出金 15,902				
				市債 △49,800				
(1)総務管理費	1, 465, 757	△15, 716	1, 450, 041	△33, 898	18, 182			
				国庫支出金 15,902				
				市債 △49,800				
2)人事管理費	356, 768	20, 986	377, 754		20, 986			
				節 区 分	金額			
				3. 職員手当等	20, 986			235, 917
[1]人件費事業	334, 547	20, 986	355, 533		20, 986			
				節 区 分	金額			
				3. 職員手当等	20, 986	退職手当		235, 917
4) 行政管理費	19, 458	481	19, 939		481			
				節 区 分	金 額			
				8. 報 償 費	481			778
[2]行政事務事業	3, 892	481	4, 373		481	総務課		
				節 区 分	金 額			
				8. 報 償 費	481	弁護士報酬		778
8)財産管理費	58, 726	△2,000	56, 726	1, 285	△3, 285			
				国庫支出金 1,285				

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目

目 8 財産管理費

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 8 財産管理費

款 2 総 務 費	項 1 総務管理	賀 日 8 月	才産管理費				(単位:千円)
款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	#	補 正 額 の 財 特 定 財 源	源 内 訳 一般財源	- 説 明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費 13. 委 託 料	△500 △1,500		11, 803 5, 717
[2]市有財産管理事業	11, 967	△2, 000	9, 967		△2, 000	行革・財産活用室	
				節 区 分	金額		
				12. 役 務 費	△500	不動産鑑定料	5, 486
				13.委 託 料	△1,500	測量設計委託料	5, 717
[3]車両管理事業	17, 192	0	17, 192	1, 285	△1, 285		
				国庫支出金 1,285			
				[地域活性化・効果 実感臨時交付金 1,285]			
9)企 画 費	120, 593	14, 617	135, 210	14, 617			
				国庫支出金 14,617			
				節 区 分	金額		
				1. 報 酬 9. 旅 費 11. 需 用 費 12. 役 務 費 13. 委 託 料 14. 使用料及び賃借料 18. 備品購入費	450 111 2, 626 308 9, 496 170 1, 456		308 233 1, 863 205 4, 211 2, 022
[12]防災備蓄事業	417	4,000	4, 417	4,000		危機管理課	
				国庫支出金 4,000			
				[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金 4,000]			

			節 区 分	金額		
			11. 需 用 費		1 消耗品費	417
			18. 備品購入費		6 災害用備蓄資機材	
[10] 批十刽 什 ※ 公路			10. Military / C	1, 100	7 X 17 II III II I I I I I I I I I I I I I	
[19]地方創生総合戦 略推進事業	3, 488	3, 488	3, 488		政策推進課	
			国庫支出金 3,488			
			[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金 3,488]			
			節 区 分	金 額		
			1. 報 酬	450	委員報酬	
			9. 旅 費	111	費用弁償	
			11. 需 用 費	82	2 消耗品費 7 食糧費	6
			12. 役 務 費	308	3 郵便料	
			13.委 託 料	2, 485	5 電算委託料 13 市民意識調査委託料 2,34	9 6
			14. 使用料及び賃借料	52	2 会場借上料	
[20]りんくう公園に ぎわい創出プラ						
ぎわい創出プラ ン事業	5, 340	5, 340	5, 340		政策推進課	
			国庫支出金 5,340			
			[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金 5,340]			
			節区分	金額		
			13.委 託 料		基本プラン策定委託料	
			14. 使用料及び賃借料	59	会場借上料	

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 9 企 画 費

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 9 企 画 費

款 2 総 務 賀	現 I 総務官埋	貫 日 9 1	E 囲 質					(単位:千円)
款 項 目 事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財		説	明	補正前の額
				特 定 財 源	一般財源			
[21]広域連携推進事 業		59	59	59		政策推進課		
				国庫支出金 59				
				[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金				
				59]				
				節 区 分	金 額			
				14. 使用料及び賃借料	59	会場借上料		
[22]地域資源国際化 事業		1, 730	1,730	1,730		政策推進課		
				国庫支出金 1,730				
				[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金 1,730]				
				節 区 分	金額			
				13.委 託 料	1,730	翻訳業務委託料		
13)人権ふれあいセ ンター費	104, 275	△49, 800	54, 475	△49, 800				
				市債 △49,800				
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料 15. 工事請負費	△700 △49, 100			5, 299 95, 000
[4]施設耐震化事業	97, 200	△49, 800	47, 400	△49, 800		人権推進課		
				市債 △49,800				

				[人権ふれあいセン ター整備事業債 △49,800]			
				節 区 分	金額		
				13.委 託 料	△700	監理委託料	2, 200
				15. 工事請負費	△49, 100		95,000
3民 生 費	10, 491, 017	△151, 771	10, 339, 246	△130, 434	△21, 337		
				国庫支出金 △130, 160			
				府支出金 △274			
(1)社会福祉費	3, 054, 580	△95, 486	2, 959, 094	△95, 486			
				国庫支出金 △95, 486			
1)社会福祉総務費	499, 541	△99, 000	400, 541	△99, 000			
				国庫支出金 △99,000			
				節 区 分	金額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△99, 000		351, 950
[10] 臨時福祉給付金 給付事業	340, 152	△99, 000	241, 152	△99, 000		生活福祉課	
				国庫支出金 △99,000			
				[臨時福祉給付金給 付事業費補助金 △99,000]			
				節 区 分	金額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△99, 000	臨時福祉給付金	291, 730
4)防 犯 費	2, 287	2, 000	4, 287	2,000			

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 4 防 犯 費

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 4 防 犯 費

	費 目 4 🖟	万 犯 費				(単位:千円)
補正前の額	補 正 額	= +			説明	補正前の額
			国庫支出金 2,000			
			節 区 分	金額		
			18. 備品購入費 19. 負担金、補助及び 交付金	1, 600 400		1, 893
2, 287	2,000	4, 287	2,000		生活福祉課	,
			国庫支出金 2,000			
			[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 接交付金 2,000]			
			節 区 分	金額		
			18. 備品購入費	1,600	器具購入費	
			19. 負担金、補助及び 交付金	400	防犯カメラ設置事業補助金	1,893
121, 821	1,514	123, 335	1, 514			
			国庫支出金 1,514			
			節 区 分	金 額		
			13. 委 託 料 19. 負担金、補助及び	14		38, 870 38, 324
581	14	595	又刊並 14	1, 5000	長寿社会推進課	00, 024
			国庫支出金 14			
			[市民後見推進事業 補助金 14]			
	2, 287	2, 287 2, 000	2, 287 2, 000 4, 287 121, 821 1, 514 123, 335	(相上間の額 相上 額 計 特定 財源 国庫支出金 2,000 節 区 分 18. 備品購入費 19. 負担金、補助及び交付金 2,000 国庫支出金 2,000 [地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 2,000] 節 区 分 18. 備品購入費 19. 負担金、補助及び交付金 2,000] 節 区 分 18. 備品購入費 19. 負担金、補助及び交付金 1,514 国庫支出金 1,514 595 区 分 13. 委託 料 19. 負担金、補助及び交付金 1,514 節 区 分 13. 委託 料 19. 負担金、補助及び交付金 1,514 節 区 分 13. 委託 料 19. 負担金、補助及び交付金 1,514 節 区 分 13. 委託 料 19. 負担金、補助及び交付金 14 国庫支出金 14 「市民後見推進事業 補助金	特定財源 一般財源 一般財源 国庫支出金 2,000 第 区 分 金 額	## 正知の報

	1						
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	14	市民後見推進事業委託料	487
 [11]地域福祉力再生							
事業		1,500	1, 500	1, 500		長寿社会推進課	
				国庫支出金 1,500			
				[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金			
				饭欠刊並 1,500]			
				節 区 分	金額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1, 500	地域福祉力再生事業補助金	
(2)児童福祉費	3, 781, 095	△55, 407	3, 725, 688	△34, 948	△20, 459		
				国庫支出金 △34,674			
				府支出金 <u>△274</u>			
1)児童福祉総務費	1, 430, 988	△40, 120	1, 390, 868	△36, 146	△3, 974		
				国庫支出金 △32, 168			
				府支出金 △3,978			
				節 区 分	金額		
				19. 負担金、補助及び 交付金 20. 扶 助 費	△14, 000 △26, 120		81, 450 1, 298, 880
[2]児童手当事業	1, 297, 732	△26, 120	1, 271, 612	△22, 146	<u>△3,</u> 974	生活福祉課	
				国庫支出金 △18,168			
				[児童手当負担金 △18,168]			

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 1 児童福祉総務費

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 1 児童福祉総務費

(単位	:	千円)	

	頃 4 児里怕性1	R H 1)	1. 工工性性秘伤其					(単位:十円)
款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	# +	補正額の財特定財源	源 内 訳 一般財源	- 説	明	補正前の額
				府支出金 △3,978 [児童手当負担金 △3,978]				
				節 区 分	金額			
				20. 扶 助 費	△26, 120	児童手当費		1, 296, 480
[5]子育て世帯臨時 特例給付金給付 事業	92, 529	△14, 000	78, 529	△14, 000	,	生活福祉課		
				国庫支出金 △14,000				
				[子育て世帯臨時特 例給付金給付事業 費補助金 △14,000]				
				節区分	金額			
				即 <u> </u>	並 報 △14,000	子育て世帯臨時特例給付金		81, 450
3) 母子福祉費	384, 945	△38, 131	346, 814	△12, 711	△25, 420			
0) P 1 III III A	001, 010	200, 101	010, 011	国庫支出金 △12,711	<u> </u>			
				 節 区 分	金額			
				20. 扶 助 費	△38, 131			383, 237
[1]児童扶養手当事業	360, 680	△38, 131	322, 549	△12,711		生活福祉課		000, 201
				国庫支出金 △12,711				
				[児童扶養手当負担 金 △12,711]				

							
				節 区 分	金額		
				20. 扶 助 費	△38, 131	児童扶養手当費	360, 013
6)保育所費	651, 814	0	651, 814	108	△108		
				府支出金 108			
[2]保育事業	123, 899	0	123, 899	108	△108		
				府支出金 108			
				[地域福祉・子育て 支援交付金 子育 て支援分野特別枠 108]			
8)子ども支援セン ター費	170, 078	0	170, 078	1, 500	△1, 500		
				府支出金 1,500			
[2]子ども支援セン ター事業	61, 342	0	61, 342	1, 500	△1, 500		
				府支出金 1,500			
				[地域福祉・子育て 支援交付金 子育 て支援分野特別枠 1,500]			
9) 地域子育て支援 センター事業費	8, 764	460	9, 224	460			
				国庫支出金 460			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費 18. 備品購入費	60 400		709 3, 379
[2]赤ちゃんの駅設 置事業		460	460	460		保育子育て支援課	

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 9 地域子育て支援センター事業費

款 3 民 生 費	項 2 児童福祉	費 目 9 均	地域子育て支援や	アンター事業費				(単位:千円)
款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財特定財源	源 内 訳 一般財源	- 説	明	補正前の額
				国庫支出金 460 [地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金				
				節 区 分	金額			
				11. 需 用 費		消耗品費		
				18. 備品購入費	400	器具購入費		
10) 障害児通所給付 費	103, 883	8, 384	112, 267	6,288 国庫支出金	2, 096			
				4, 192 府支出金 2, 096				
				節 区 分	金額			
				20. 扶 助 費	8, 384			102, 276
[1]障害児通所給付 事業	103, 883	8, 384	112, 267	6, 288	2, 096	保育子育て支援課		
				国庫支出金 4,192				
				[障害児施設給付費 等負担金 4,192]				
				府支出金 2,096				
				[障害児施設給付費 等負担金 2,096]				
				節 区 分	金額			
				20.扶 助 費	8, 384	児童発達支援給付費	3, 884	102, 276

								放課後等デイサービス給付費	4, 500	
11)乳幼児(子ども) 医療助成費		14, 000	14, 000		5, 553		8, 447			
达 原场/ 从 真		14,000	14, 000		0, 000		0, 111			
				国庫支出金	5, 553					
				節 区	分	金	額			
				20. 扶 助 費			14, 000			
[1]乳幼児(子ども) 医療助成事業		14, 000	14, 000		5, 553		8, 447	生活福祉課		
		,	,	国庫支出金	-,		-,			
				国熚人山並	5, 553					
				[地域活性化・ 住民生活等緊	地域 ^S 急支					
				援交付金	5, 553]					
					分	金	額			
				20. 扶 助 費			14, 000	乳幼児(子ども)医療助成費		
(5)介護保険費	745, 428	△878	744, 550				△878			
1)介護保険費	745, 428	△878	744, 550				△878			
				節 区	分	金	額			
				28. 繰 出 金			△878			737, 092
[1]介護保険事業特										
別会計繰出金事 業	737, 092	△878	736, 214				△878	長寿社会推進課		
				節区	分	金	額			
				28.繰 出 金			△878	介護保険事業特別会計への繰出金		737, 092
4衛 生 費	1, 668, 318	△14, 155	1, 654, 163		19, 932		∆34, 087			
				国庫支出金	45, 132					
				市債 △:	25, 200					

款 4 衛 生 費

-	頃 I 休健倒生1							(単位:十円)
款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 特 定 財 源	源 内 訳 一般財源	説	明	補正前の額
(1)保健衛生費	506, 144	15, 000	521, 144	19, 932	△4, 932			
				国庫支出金 45, 132				
				市債 △25, 200				
1)保健センター費	124, 676	0	124, 676	4, 932	△4, 932			
				国庫支出金 30,132				
				市債 △25, 200				
[5]施設整備事業	33, 600	0	33, 600	4, 932	△4, 932			
				国庫支出金 30,132				
				[地域活性化・効果 実感臨時交付金 30,132]				
				市債 △25, 200				
				[保健センター改修 事業債 △25, 200]				
3) 母子衛生保健費	63, 769	15, 000	78, 769	15, 000				
				国庫支出金 15,000				
				節 区 分	金額			
				13.委 託 料	15, 000			44, 033
[3]母子健康診査事業	58, 849	15, 000	73, 849	15, 000		保健推進課		
				国庫支出金 15,000				

		T				T	
				[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金			
				15, 000]			
				節 区 分	金額		
				13.委 託 料	15, 000	妊婦健診委託料	43, 943
(2)清 掃 費	1, 149, 792	△29, 155	1, 120, 637		△29, 155		
2) 塵芥処理費	917, 509	△29, 155	888, 354		△29, 155		
				節 区 分	金額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△29, 155		468, 509
[4]泉南清掃事務組 合負担金事業	468, 180	△29, 155	439, 025		△29, 155	清掃課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△29, 155	泉南清掃事務組合負担金	468, 180
5農林水産業費	158, 988	△15, 568	143, 420	△10, 614	△4, 954		
				国庫支出金 6,060			
				府支出金 △7,374			
				市債 △9,300			
(1)農業費	153, 214	△15, 568	137, 646	△10, 614	△4, 954		
				国庫支出金 6,060			
				府支出金 △7,374			
				市債 △9,300			
3)農業振興費	43, 415	△15, 568	27, 847	△10, 614	△4, 954		

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 3 農業振興費

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 3 農業振興費

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	匁 1 反 木	月 日 5	辰未派共頁				(単位:下門)
款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財特定財源	源 内 訳 一般財源	- 説 明	補正前の額
				国庫支出金 6,060			
				府支出金 △7, 374			
				市債 △9, 300			
				節 区 分	金額		
				4. 共 済 費 7. 賃 金 8. 報 償 費 11. 需 用 費 14. 使用料及び賃借料 19. 負担金、補助及び 交付金	$\begin{array}{c} 440 \\ 2,984 \\ 360 \\ 1,376 \\ 900 \\ \triangle 21,628 \end{array}$		647 518 181 40, 940
[4]有害鳥獣被害防 止対策事業	14, 665	△7, 374	7, 291	△7, 374		産業観光課	
				府支出金 △7,374			
				[鳥獣被害防止総合 対策補助金 △7, 374]			
				節 区 分	金額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△7, 374	鳥獣被害防止総合対策補助金	14, 315
[5]泉南地区農免農 道整備事業	23, 000	$\triangle 14, 254$	8, 746	△9, 300	△4, 954	産業観光課	
				市債 △9,300			
				[農道整備事業債 △9,300]			
				節 区 分	金額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△14, 254	泉南地区農免農道整備事業負担金	23,000

[6]泉南農業塾運営 事業		6, 060	6, 060	6, 060		産業観光課	
				国庫支出金 6,060			
				[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金 6,060]			
				節 区 分	金額		
				4. 共 済 費	440	厚生年金保険料 健康保険料	266 174
				7. 賃 金	2, 984	アルバイト賃金	
				8. 報 償 費	360	講師謝礼	
				11. 需 用 費	1, 376	消耗品費	
				14. 使用料及び賃借料	900	土地借上料 機械器具借上料	100 800
6商工費	68, 729	320, 513	389, 242	320, 513			
				国庫支出金 70,513			
				諸収入 250,000			
(1)商 工 費	68, 729	320, 513	389, 242	320, 513			
				国庫支出金 70,513			
				諸収入 250,000			
2) 商工振興費	14, 544	319, 013	333, 557	319, 013			
				国庫支出金 69,013			
				諸収入 250,000			
		**-		諸収入			

款 6 商 工 費 項 1 商 工 費 目 2 商工振興費

款 6 商 工 費 項 1 商 工 費 目 2 商工振興費

款 6 商 工 費	項 1 商 工 2	賀 日 2 四	的工振興費				(単位:千円)
款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 特 定 財 源	源 内 訳 一般財源	. 説 明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費 7. 賃 金 11. 需 用 費 12. 役 務 費 13. 委 託 料 19. 負担金、補助及び 交付金	451 3, 038 819 3, 545 9, 720		33 35 11,814
[4]商工業振興事業	7, 940	1, 440	9, 380	1, 440		産業観光課	
				国庫支出金 1,440 [地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金 1,440]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1, 440	空き店舗家賃補助金	7, 940
[6]プレミアム商品 券発行事業		317, 573	317, 573	317, 573		産業観光課	
				国庫支出金 67,573			
				[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金 67,573]			
				諸収入 250,000			
				[プレミアム商品券 販売収入 250,000]			
				節 区 分	金額		
				4. 共 済 費	451	厚生年金保険料 27 健康保険料 17	72 79

				7. 賃 金	3, 038	アルバイト賃金	
				11. 需 用 費	819	消耗品費 126 印刷製本費 693	5
				12. 役 務 費	3, 545	郵便料 545 換金事務手数料 3,000	
				13.委 託 料	9, 720	プレミアム商品券製本委託料	
				19. 負担金、補助及び 交付金	300, 000	プレミアム商品券発行補助金	
5)観光振興費	20, 776	1,500	22, 276	1, 500			
				国庫支出金 1,500			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,500		4,650
[2]観光振興事業	16, 277	1,500	17, 777	1, 500		産業観光課	
				国庫支出金 1,500			
				[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金 1,500]			
				節 区 分	金額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1, 500	紀州街道観光イベント補助金	4, 042
8消防費	829, 165	25, 238	854, 403	2, 789	22, 449		
				諸収入 2,789			
(1)消 防 費	829, 165	25, 238	854, 403	2, 789	22, 449		
				諸収入 2,789			
1)常備消防費	778, 402	22, 449	800, 851		22, 449		

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費 目 1 常備消防費

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費 目 1 常備消防費

款 8 消 防 費	項 1 消 防	費 目 1 7	常備消防費				(単位:千円)
款 項 目 事業	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 特 定 財 源	源 内 訳 一般財源	- 説 明	補正前の額
				節 区 分	金額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	22, 449		778, 338
[2]泉州南消防組合 参画事業	755, 975	22, 449	778, 424		22, 449	危機管理課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	22, 449	泉州南消防組合負担金	755, 975
2) 非常備消防費	41, 432	2, 789	44, 221	2, 789			
				諸収入 2,789			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	2, 789		5, 069
[1]消防団事業	38, 320	2, 789	41, 109	2, 789		危機管理課	
				諸収入 2,789			
				[退職報償金 2,789]			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	2, 789	退職報償金	5, 069
9教育費	1, 697, 696	2, 900	1, 700, 596	2, 900			
				国庫支出金 2,900			
(1)教育総務費	297, 392	2, 900	300, 292	2, 900			
				国庫支出金 2,900			
3)指 導 費	58, 080	2, 900	60, 980	2, 900			

				国庫支出金 2,900			
				節 区 分	金額		
				11. 需 用 費 19. 負担金、補助及び 交付金	400 2, 500		3, 521 3, 857
[7]安全推進事業	1, 313	2, 900	4, 213	2, 900	2,000	指導課	0,001
	,	,	,	国庫支出金 2,900			
				[地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金 2,900]			
				節 区 分	金額		
				11. 需 用 費	400	消耗品費	
				19. 負担金、補助及び 交付金	2, 500	中学校自転車通学生へルメット着用推進事業補助金 1,400 青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金 1,100	1, 313
10公 債 費	3, 324, 488	△34, 700	3, 289, 788		△34, 700		
(1)公 債 費	3, 324, 488	△34, 700	3, 289, 788		△34, 700		
2)利 子	463, 151	△34, 700	428, 451		△34, 700		
				節 区 分	金額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	△34, 700		463, 151
[1]市債管理事業(利子)	453, 151	△27,000	426, 151		△27, 000	財政課	
				節 区 分	金額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	△27, 000	市債利子償還金	453, 151
[2]一時借入金利子 支払事業	10, 000	△7, 700	2, 300		△7, 700	会計課	
<u></u>	[] 佰 1 <i>小</i>		11 子				

款 10 公 債 費 項 1 公 債 費 目 2 利 子

款 10 公 債 費 項 1 公 債 費 目 2 利 子

款 10 公 賃 實	リ I 公 頂	賀 日 2 木	1 十				(単位:干	円)
款 項 目 事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財		説明	補正前の	額
				特定財源	一般財源			
				節 区 分	金額			
				23. 償還金、利子及び 割引料	△7, 700	一時借入金利子	10,	000
11諸支出金	221, 586	262, 137	483, 723	7, 330	254, 807			
				財産収入 4,151				
				寄附金 3,179				
(1)公共施設整備基 金費	4, 175	547	4, 722	547				
				財産収入 547				
1)公共施設整備基 金費	4, 175	547	4, 722	547				
				財産収入 547				
				節 区 分	金額			
				25. 積 立 金	547		4,	175
[1]公共施設整備基金事業	4, 175	547	4, 722	547		財政課・行革・財産活用室		
				財産収入 547				
				[公共施設整備基金 利子 21]				
				[公共用地売払収入 526]				
				節 区 分	金額			
				25. 積 立 金	547	 財政課 積 立 金 行革・財産活用室	21 4,	175

				T	I	T	<u> </u>	
						積 立 金	526	
(2)公債費管理基金								
費	150	2, 002	2, 152	1, 952	5	0		
				財産収入				
				1, 952		+		
1)公債費管理基金 費	150	2, 002	2, 152	1, 952	5	0		
		Í	ŕ	財産収入				
				1,952				
				節区分	金			
				25. 積 立 金	2,00	2		150
[1]公債費管理基金								
事業	150	2, 002	2, 152	1, 952	5	0 会計課・行革・財産活用室		
				財産収入				
				1, 952				
				[公共用地売払収入 1,952]				
						_		
				節 区 分	金			
				25. 積 立 金	2,00	2 会計課	50	150
						積立金行革・財産活用室		
						積立金	1, 952	
(3)ふるさと創生事 業推進基金費	26	338	364	338				
				財産収入				
				338				
1) ふるさと創生事 業推進基金費								
業推進基金費	26	338	364	338				
				財産収入				
				338		_		
				節 区 分	金			
				25. 積 立 金	33	8		26
		l		l				

款 11 諸支出金 項 3 ふるさと創生事業推進基金費 目 1 ふるさと創生事業推進基金費

項 3 ふるさと創生事業推進基金費 款 11 諸支出金 目 1 ふるさと創生事業推進基金費 (単位: 千円) 補正額の財源内訳 説 款 項 目 事業 計 明 補正前の額 補 正 額 補正前の額 特定財源 一般財源 [1]ふるさと創生事 業推進基金事業 政策推進課 26 338 364 338 財産収入 338 [ふるさと創生事業 推進基金利子 3387 節 区 分 **全** 額 25. 積 立 金 338 26 (4)地域福祉基金費 38 712 750 712 財産収入 712 1) 地域福祉基金費 38 712 750 712 財産収入 712 節 区 分 額 712 38 25. 積 立 金 [1]地域福祉基金事 長寿社会推進課 38 712 業 712 750 財産収入 712 「地域福祉基金利子 712] 節 区 分 金 額 25. 積 立 金 712 38 (5)医療施設整備基 金費 3 28 31 28 財産収入 28

3		31	28 財産収入 28 節 区 分 25.積 立 金 財産収入 28 財産収入 28 「医療施設整備基金利子 28]	金	28	保健推進課	3
3	28	31	第 区 分 25.積 立 金 財産収入 28 「医療施設整備基金利子	金	28	保健推進課	3
3	28	31	節 区 分25.積 立 金財産収入28「医療施設整備基金利子	金	28	保健推進課	3
3	28	31	25. 積 立 金 28 財産収入 28 [医療施設整備基金 利子	金	28	保健推進課	3
3	28	31	28 財産収入 28 [医療施設整備基金 利子			保健推進課	3
3	28	31	財産収入 28 [医療施設整備基金 利子			保健推進課	
			28 [医療施設整備基金 利子				
			利子				'
				1			
	I		節 区 分	金	額		
			25. 積 立 金	717	28		3
70	573	643	573		20		3
70	515	043					
			財産収入 545				
			- - - - - - - - - - - - - - - - - - -				
70	573	643	573				
			財産収入 545				
			寄附金				
				金	額		
							70
70	573	643				住宅公園課	
			財産収入 545				
	70	70 573	70 573 643	70 573 643 573 財産収入 545 寄附金 28 節 区 分 25.積 立 金 70 573 643 573 財産収入 545	70 573 643 573 財産収入 545 寄附金 28 第附金 28 第 区 分 金 25.積 立 金 70 573 643 財産収入 545	545 寄附金 70 573 By E収入 545 寄附金 28 節 区 分 金 額 25.積 立 金 573 70 573 643 573 財産収入 545	545 170 573 643 573 財産収入 545 180 180 180 180 <t< td=""></t<>

款 11 諸支出金 項 6 緑化基金費

目 1 緑化基金費

項 6 緑化基金費 款 11 諸支出金

(単位:千円)

目 1 緑化基金費 補正額の財源内訳 款 項 目 事業 計 説 明 補正前の額 補 正 額 補正前の額 一般財源 特定財源 「緑化基金利子 545] 寄附金 28 「緑化事業寄附金 28] 節 区 分 金 額 25. 積 立 金 573 70 (9)ふるさと泉南水 なす基金費 2,351 5,531 3, 180 3, 180 財産収入 29 寄附金 3, 151 1)ふるさと泉南水 なす基金費 2,351 3, 180 5, 531 3, 180 財産収入 29 寄附金 3, 151 節 区 分 金 額 25. 積 立 金 2,351 3, 180 [1]ふるさと泉南水 なす基金事業 2,351 3, 180 5,531 3, 180 政策推進課 財産収入 29 [ふるさと泉南水な す基金利子 29] 寄附金 3, 151

		1				1	
				[ふるさと泉南応援			
				寄附金 3,151]			
				節 区 分	金額		
				25. 積 立 金	3, 180		2, 351
(10)雑 支 出	214, 763	4, 757	219, 520	20. 有 立 业	4, 757		2,001
	·						
2)返 還 金	110, 109	4, 757	114, 866		4, 757		
				節 区 分	金額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	4, 757		110, 109
[1]国支出金・府支 出金返還金事業	110 100	4 757	114 000		4 757	(ロオフない土垣部)	
田金区及金争美	110, 109	4, 757	114, 866			保育子育て支援課	
				節 区 分	金額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	4, 757	障害児施設措置費国庫負担金返還金	110, 109
(11)土地開発基金費		250, 000	250, 000		250,000		
1)土地開発基金費		250, 000	250, 000		250,000		
17 工况则况基业员		200, 000	200, 000	節 区 分	金 額		
					亚(枳		
				23. 償還金、利子及び 割引料	250, 000		
[1]土地開発基金事							
業		250, 000	250, 000		250, 000	財政課	
				節 区 分	金額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	250, 000	繰替運用返還金	
歳出合計	22, 178, 480	378, 878	22, 557, 358	178, 518	200, 360		
				国庫支出金 10,347			
				府支出金 △7,648			

款 11 諸支出金 項 11 土地開発基金費

目 1 土地開発基金費

款 11 諸支出金

項 11 土地開発基金費

目 1 土地開発基金費

(単位:千円) 補正額の財源内訳 補正前の額 計 説 明 款 項 目 事業 補 正 額 補正前の額 一般財源 特定財源 財産収入 4, 151 寄附金 3, 179 諸収入 252, 789 市債 △84, 300

地方債現在高の補正調書

					1											1							(+-	<u> 11/. : -</u>	1 1/
							補		正	Ì.	前	O.)	額			補		正	仓	发	0))	額	
		X		分		当	該	年	度	中	当	該	年	度	末	当	該	年	度	中	当	該	年	度	末
						起	債	見	込	額	現	在	高身	1 込	額	起	債	見	込	額	現	在市	高	見 ji	込 額
1.	普		通		債			6	15, 1	00			15, 9	94, 2	20			5	30, 8	00			15,	909,	920
	(2)	農	林	水	産				25 , 3	00			2	291, 1	83				16, 0	00				281,	883
	(6)	衛			生				39, 0	00			8	883, 0	23				13, 8	00			į	857,	823
	(7)	総			務			1	82, 2	00			7, 0	21, 0	92			1	32, 4	00			6,	971,	292
			計					2, 0	73, 4	39			28, 1	.66, 8	90			1, 9	89, 1	39			28,	082,	590

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位: 千円・%)

				(単位:千円・%)
款	現 計 予 算 額	今回予算額	計	比 率
(1) 市 税	8, 861, 876		8, 861, 876	39. 3
(2) 地方譲与税	143, 300		143, 300	0.6
(3) 利子割交付金	22, 100		22, 100	0.1
(4) 配当割交付金	38, 800		38, 800	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	5, 700		5, 700	_
(6) 地方消費税交付金	698, 300		698, 300	3. 1
(7) ゴルフ場利用税交付金	49, 300		49, 300	0.2
(8) 自動車取得税交付金	28, 300		28, 300	0.1
(9) 地方特例交付金	35, 880		35, 880	0.2
(10) 地方交付税	2, 450, 881	215, 927	2, 666, 808	11.8
(11) 交通安全対策特別交付金	12, 037		12, 037	0.1
(12) 分担金及び負担金	254, 416		254, 416	1.1
(13) 使用料及び手数料	369, 253		369, 253	1.6
(14) 国庫支出金	4, 071, 092	10, 347	4, 081, 439	18. 1
(15) 府支出金	1, 666, 099	△7, 648	1, 658, 451	7.4
(16) 財産収入	9, 409	4, 151	13, 560	0.1
(17) 寄 附 金	2, 449	3, 179	5, 628	_
(18)繰入金	1, 061, 909	△17, 411	1, 044, 498	4.6
(19)諸 収 入	213, 038	254, 633	467, 671	2. 1
(20) 市 債	1, 729, 539	△84, 300	1, 645, 239	7.3
(21)繰 越 金	454, 802		454, 802	2.0

(単位:千円・%)

当っ	田 引、又 答 姫	人同之答婚		単位:十	<u>,</u> 率
款	現計予算額	今 回 予 算 額	計	比	~
歳 入 合 計	22, 178, 480	378, 878	22, 557, 358	100	0.0

2. 歳 出

(単位: 千円・%)

				(単位:千円・%)
款	現計予算額	今回予算額	計	比 率
(1) 議 会 費	275, 094		275, 094	1.2
(2) 総 務 費	1, 968, 706	△15, 716	1, 952, 990	8.7
(3) 民 生 費	10, 491, 017	△151, 771	10, 339, 246	45.8
(4) 衛 生 費	1, 668, 318	△14, 155	1, 654, 163	7.3
(5) 農林水産業費	158, 988	△15, 568	143, 420	0.6
(6) 商 工 費	68, 729	320, 513	389, 242	1.7
(7) 土 木 費	1, 431, 693		1, 431, 693	6.4
(8) 消 防 費	829, 165	25, 238	854, 403	3.8
(9) 教 育 費	1, 697, 696	2, 900	1, 700, 596	7.5
(10) 公 債 費	3, 324, 488	△34, 700	3, 289, 788	14.6
(11) 諸支出金	221, 586	262, 137	483, 723	2.2
(12) 予 備 費	20,000		20, 000	0.1
(13) 災害復旧費	23, 000		23, 000	0.1
歳 出 合 計	22, 178, 480	378, 878	22, 557, 358	100.0

議案第23号

平成26年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算(第1号)

平成26年度大阪府泉南市の汚水処理施設管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ927千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(1) 財産収入		8	69	77
	1)財産運用収入	8	69	77
歳	合 計	858	69	927

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(1) 衛 生 費		858	69	927
	1)清 掃 費	858	69	927
歳 出	合 計	858	69	927

平成26年度

大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算(第1号)事項別明細書

(単位:千円)

				1						(単位:十円)
款項	目	補正前の額	補正額	計		節			説	明
3,00	H	111111111111111111111111111111111111111	1111 112 1150	н	区	分	金	額	H/U	
1				7.7						
財産収入		8	69	77						
(1) 財産運用収入		8	69	77						
	1) 利子及び配当金	8	69	77	1. 利子及び	配当金		69	汚水処理施設管理基金定期預金利子	
歳	入 合 計	858	69	927						

款 1 財産収入

項 1 財産運用収入

目 1 利子及び配当金

款 1 衛 生 費

款 項 目 事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財		説	明	補正前の額
			F.	特 定 財 源	一般財源			
1衛 生 費	858	69	927	69				
				財産収入 69				
(1)清 掃 費	858	69	927	69				
				財産収入 69				
1)汚水処理施設管 理費	858	69	927	69				
				財産収入 69				
				節 区 分	金額			
				25. 積 立 金	69			
[1]汚水処理施設跡 維持管理事業	858	69	927	69		環境整備課		
				財産収入 69				
				[汚水処理施設管理 基金定期預金利子 69]				
				節 区 分	金額			
				25. 積 立 金	69			
歳出合計	858	69	927	69				
				財産収入 69				

議案第24号

平成26年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成26年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,882,593千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(3) 国庫支出金		1,001,911	878	1,002,789
	2)国庫補助金	186, 271	878	187, 149
(6) 繰 入 金		809, 332	△878	808, 454
	1)他会計繰入金	737,092	△878	736, 214
(8) 財産収入			354	354
	1)財産収入		354	354
歳	合 計	4, 882, 239	354	4,882,593

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(1) 総 務 費		168,645	0	168,645
	1)総務管理費	116,544	0	116,544
(4) 基金積立金		179, 545	354	179,899
	1)給付準備基金積立金	179, 545	354	179,899
歳 出	合 計	4, 882, 239	354	4,882,593

平成26年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)事項別明細書

										(単位:千円)
 款 項	目	補正前の額	補 正 額	計		節			説	明
450	H	111111111111111111111111111111111111111		μι	区	分	金	額	H/U	
3 国庫支出金		1,001,911	878	1, 002, 789						
(2) 国庫補助金		186, 271	878	187, 149						
	4) 介護保険事業費補 助金	1, 552	878	2, 430	7. 介護保険制 に伴うシス 修事業補助	制度改正 ステム改 加金		878		
6 繰 入 金		809, 332	△878	808, 454						
(1) 他会計繰入金		737, 092	△878	736, 214						
	1) 一般会計繰入金	737, 092	△878	736, 214	5. 事務的経費	費繰入金		△878		
8 財産収入			354	354						
(1) 財産収入			354	354						
	1) 基金利子収入		354	354	1. 基金利子収	又入		354		
歳入	合 計	4, 882, 239	354	4, 882, 593						

款 8 財産収入

項 1 財産収入

目 1 基金利子収入

款 1 総 務 費

万 义		[LL]			.00		
					(単位:千円)		
 	補正額の	財源 内訳	-214		15-37		

が、 I 和 切								(井匹・111)
款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財特定財源	源 内 訳 一般財源	説	明	補正前の額
1総務費	168, 645	0	168, 645					
				国庫支出金				
				繰入金 △878				
(1)総務管理費	116, 544	0	116, 544					
				国庫支出金 878				
				繰入金 △878				
1)一般管理費	116, 544	0	116, 544					
				国庫支出金 878				
				繰入金 △878				
[2]介護保険事務事業	16, 968	0	16, 968					
				国庫支出金				
				[介護保険制度改正 に伴うシステム改 修事業補助金 878]				
				繰入金 △878				
				[事務的経費繰入金 △878]				
4基金積立金	179, 545	354	179, 899	354				
				財産収入 354				

				T				
(1)給付準備基金積立金	179, 545	354	179, 899	354				
				財産収入 354				
1)給付準備基金積 立金	179, 545	354	179, 899	354				
-V- M2	110,040	001	110,000	財産収入				
				第 区 分	金	額		
				25. 積 立 金		354		179, 545
[1]給付準備基金積 立金事業	179, 545	354	179, 899	354			長寿社会推進課	
				財産収入 354				
				[基金利子収入 354]				
				節 区 分	金	額		
				25. 積 立 金		354		179, 545
歳出合計	4, 882, 239	354	4, 882, 593	354				
				国庫支出金 878				
				繰入金 △878				
				財産収入 354				

款 4 基金積立金

目 1 給付準備基金積立金

項 1 給付準備基金積立金